

武蔵村山市と明治安田生命保険相互会社との包括連携に関する協定書

(守秘義務)

第5条 甲乙は、本協定に基づく事業の実施において知り得た情報を、第三者に開示し、漏洩し、又は本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面により承諾を得た場合及び弁護士等の外部専門家、公的機関等に対して必要な範囲で開示する場合は、この限りではない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も継続するものとする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

令和3年5月27日

甲 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1
武蔵村山市
武蔵村山市長

山崎泰大



乙 東京都立川市曙町2-17-3
明治安田生命立川ビル7F
明治安田生命保険相互会社
支社長

東 靖彦



(目的)

第1条 本協定は、甲乙が相互に連携・協力をを行い、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、一層の市民サービスの向上及び健康的な生活を実現することを目的とする。

(連携事項等)

第2条 甲乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、連携・協力をを行う。

- (1) 健康増進・福祉施策に関すること
- (2) 地域の安全・安心に関すること
- (3) 地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること
- (4) その他、甲乙が前条の目的達成のために必要な事項に関すること

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙の合意の上、決定する。

(協定の変更及び解除)

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定に定める事項に関し、変更又は解除を申し出た場合は、甲乙の協議によって行うものとする。

(有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲乙が書面により協定を更新しない旨の申出を行わないとときは、有効期間が満了する日から1年間本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。